指定居宅サービス事業所 指定介護予防サービス事業所 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 介護サービス担当課長

高齢者施設等における各種衛生用品の不足状況の把握について(依頼)

本県の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、令和2年2月21日付厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡のとおり、高齢者施設等における各種衛生用品の不足状況を把握いたしますので、 貴事業所の状況について、在庫の充足・不足を問わず、「高齢者施設等における衛生用品 不足状況調査回答票」にてご回答いただくようお願いします。

なお、在庫不足がひっ迫している場合は神奈川県までご一報ください。

○ 調査対象事業所:

神奈川県が指定する指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護ステーション、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、 指定福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売事業所

- ※ 施設併設事業所については、本体施設で回答した場合は提出不要です。
- ※ いわゆる「みなし指定」である病院・診療所については、今回の調査の対象外とします。
- 「高齢者施設等衛生用品不足状況調査回答票」掲載場所 介護情報サービスかながわ
 - → 書式ライブラリー
 - → 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策
 - → 感染症関係

http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=599&topid=22

○ 提出書類: 高齢者施設等衛生用品不足状況調査回答票

○ 提出方法: kaigohoken-kohyo@pref.kanagawa.jp あてメールにてご回答ください。

○ 提出期限: 令和2年3月4日(水)

問合せ先

高齢福祉課在宅サービスグループ 久保倉、辻、岡田

電話 (045)210-1111 内線 4841、4842

ファクシミリ (045)210-8866

電子メール kaigohoken-kohyo@pref. kanagawa. jp